

北海道告示第10485号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 地域医療勤務環境改善体制整備事業 医師の労働時間の短縮など勤務環境改善を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>次のいずれかを満たす医療機関 (ただし、地域医療体制確保加算を取得している場合を除く。) 1 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、申請年度前年の1月～12月の1年間で1,000件以上2,000件未満であり、かつ地域医療に特別な役割がある医療機関 2 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用</p>	<p>医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に要する経費</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合又は施設整備の場合を除く。) 保福第32号様式 (施設整備の場合) 保福第33号様式 (設備整備の場合) 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 (施設整備の場合) 保福第33号様式 (設備整備の場合) 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部長又は地域保健室長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)</p>

ヘリコプターによる搬送件数が、申請年度前年の1月～12月の1年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

(1) 夜間・休日・時間外入院件数が、申請年度前年の1月～12月の1年間で500件以上であり、かつ地域医療に特別な役割がある医療機関

(2) 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

3 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

	<p>(1)周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合</p> <p>(2)脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合</p> <p>4 その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</p>							
<p>2 看護職員等処遇改善事業</p> <p>地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。）等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を引き</p>	<p>本事業の対象となる医療機関は以下のいずれかの要件を満たす医療機関とする。</p> <p>1 令和4年2月1日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となってお</p>	<p>令和4年2月から9月までの間、対象看護職員等に対して賃金改善を行うために必要な経費</p>	<p>10分の10以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域推進局 医務薬務課</p>		

<p>上げるための措置を実施することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>り、かつ、令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上であること。</p> <p>2 令和4年2月1日時点において、三次救急を担う医療機関（救急救命センター）であること。</p>						
<p>3 北海道風しん抗体検査事業</p> <p>妊娠を希望する出産経験のない女性等の風しん抗体検査を推進することにより、先天性風しん症候群の発生の予防を図ることを目的とし、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>北海道（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所を有する次に掲げる者であつて、令和4年4月1日から令和5年3月20日までに、医療機関において風しん抗体検査を受検した者とする。</p> <p>ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、過去に2回の風しんの予防接種歴がある者及び検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者を除くものとする。</p> <p>(1) 妊娠を希望する出産経験のな</p>	<p>風しん抗体検査に要した費用</p>	<p>補助率は10分の10以内とし、一人につき6,750円を限度として補助する。</p>	<p>1 風しん抗体検査に係る領収書又は領収証明書等のこれに代わる書類</p> <p>2 住所地及び同居の状況が確認できる書類の写し</p> <p>3 妊娠を希望する出産経験のない女性に風しん抗体ができないことがわかる書類の写し（補助対象者(2)または(3)の場合のみ）</p> <p>4 妊婦の風しん抗体価が低いことがわかる書類の写し（補助対象者(4)または(5)の場合のみ）</p>		<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 令和5年3月20日</p> <p>提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>	<p>実績報告は要しない。</p> <p>なお、書類は、総合振興局長又は振興局長を経由すること。</p>

	<p>い女性</p> <p>(2) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(3) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者。以下同じ。）</p> <p>(4) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者</p> <p>(5) 風しんの抗体価が低い妊婦の同居者</p>							
<p>4 障がい児等自立支援研修事業</p> <p>障がい児（者）及び家族が日常生活において適切な配慮・工夫を行う能力を獲得するとともに、地域住民とともに自ら地域社会を構築していく能力を高めるため、障がい児（者）、家族及び地域住民を対象とした研修事業及び重症心身障がいの理解の促進や看護の知識等に関する研修事業に対</p>	<p>公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会、一般社団法人北海道手をつなぐ育成会、公益社団法人日本重症心身障害福祉協会北海道ブロック看護部長会</p>	<p>事業実施に必要な謝金、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役員費（通信運搬費）、使用料及び賃借料</p>	<p>2分の1以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		

して予算の範囲内で補助する。								
5 明るい長寿社会づくり推進事業 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野においてそれまで培ってきた豊かな経験と知識・技能を活かし、生涯を健康で生きがいを持って社会活動ができるよう、高齢者、青壮年、女性等社会の各層における高齢者観についての意識改革を図るとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践する事業を展開し、明るく活力ある長寿社会づくりの振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	社会福祉法人北海道社会福祉協議会が行う明るい長寿社会づくり推進事業に要する経費（職員俸給、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、諸謝金、旅費交通費、事務消耗品費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、会議費、賃借料、業務委託費、助成金、負担金）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		
6 介護従事者確保総合推進事業 福祉・介護人材の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		
(1) 介護のしごと魅力アップ推進事業	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者、市町村、その他知事が適当と認める団	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第262号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第262号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		

	体	料、負担金)	り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(2) キャリアパス支援等 研修事業			10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)			提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課(札幌市内に所在する施設等は保福祉部福祉局高齢者保健福祉課)	総合振興局長又は振興局長(札幌市内に所在する施設等に交付する補助金等の場合を除く。)	
① キャリアパス支援 研 修事業	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者、市町村、福祉・介護に係る事業者団体及び職能団体、ユニット(福祉・介護サービスに係る5以上の施設、事業所から構成され、一定の要件(a)利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所。b 運営してい	当該事業に必要な経費(報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費(会食に係る経費を除く。)、印刷製本費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金)		保福祉第1の16号様式 保福祉第1の18号様式 保福祉第1の20号様式 保福祉第1の32号様式 保福祉第263号様式 別に指示する様式	保福祉第1の30号様式 保福祉第1の31号様式 保福祉第263号様式 別に指示する様式			

	<p>る施設、事業所の種類、数が単一である法人の施設、事業所。ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所（定員20人以下）が併設されている施設は対象。c 少額の繰越金のみ所有しており、経営基盤が脆弱な施設、事業所。）を満たす施設、事業所が過半数に達すると知事が認めるもの並びに5以上の介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設及び精神保健福祉士養成施設から構成されるもの）、その他知事が適当と認める団体</p>							
② 実務者研修等支援事業	福祉・介護サービス事業者、その他知事が適当と認める団体	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、役務費（手数料）、委託料）		保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第263-2号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第263-2号様式 別に指示する様式			
(3) 介護未経験者に対する研修支援事業（介護	介護職員初任者研修及び生活援助	受講料の減免に要した経費（受講料の減免額）	10分の10以内	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式	提出先 保健福祉部 高齢者支援		

技能習得支援事業)	従事者研修指定事業者（一般受講者の受入している事業者に限る。）		(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第415号様式 別に指示する様式	保福第415号様式 保福第488号様式 別に指示する様式	局高齢者保健福祉課		
(4) 介護事業所内保育所運営支援事業	設置主体が民間、公的施設及び市町村(一部事務組合を含む)である、道内の介護サービス施設・事業所内保育所で、保育料として1人当たり月額10,000円以上徴収している施設	保育士等職員の配置に必要な経費(人件費。委託料(人件費))	3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第416号様式 保福第417号様式 保福第418号様式 保福第456号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第416号様式 保福第417号様式 保福第418号様式 保福第456号様式 保福第457号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		
(5) 介護助手普及促進事業	介護サービス事業所、介護サービス事業所で構成される団体及び市町村、その他知事が認める団体	当該事業に必要な経費(報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費(会食に係る経費を除く。)、印刷製本費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金)	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第473号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第473号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		
(6) 外国人留学生生活支援事業	道内で介護サービス事業所等を運営する法人(法人本部が道外の場合	道内の介護福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍している留学生の奨学金等に要した経費	3分の1以内 (寄附金その他の収入金が	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第477号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		

	であっても、施設等が道内にある場合は対象とする)		あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第477号様式別に指示する様式				
7 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金 地域の实情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、予算の範囲内で補助する。	市町村			保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第277号様式 保福第279号様式 別に指示する様式	保福第1の31号様式 保福第278号様式 保福第279号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室、社会福祉課、又は地域保健室を経由すること (札幌市、旭川市及び函館市の場合を除く。)
(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業			定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
① 地域密着型サービス等整備助成事業 ② 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・		1 地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工						

耐震化整備事業		<p> 事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 ※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用 (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用 2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金 </p>						
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			<p> 定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。） </p>					

<p>① 介護施設等の施設 開設準備経費支援事 業</p>	<p>1 特別養護老人ホーム等の円滑な 開所や既存施設の増床、改築、増 改築、また、介護療養型医療施設 から介護老人保健施設等への転換 (介護療養型老人保健施設から介 護医療院への転換を含む。)の際 に必要な需用費、使用料及び賃借 料、備品購入費(備品設置に伴う 工事請負費を含む。)、報酬、給料、 職員手当等、共済費、賃金、旅費、 役務費、委託料又は工事請負費 ※ なお、次に掲げる経費につい ては、補助対象としないものと する。 (1) 平成26年度以前から開始して いる施設整備事業に伴う事業に 要する費用 (2) 地方公務員法(昭和25年法律 第261号)に定める地方公務員 の給与に要する費用 2 上記1の経費を対象として、事 業者に対して交付する補助金</p>					
<p>② 介護施設等の大規 模修繕の際にあわせ て行う介護ロボット ・ICTの導入支援</p>	<p>1 介護ロボット・ICTの導入に 必要な次の掲げる経費 (1) 介護ロボットの購入、リース 契約に係る経費(介護ロボッ トの設置工事費、整備費、通信 費は含まず、当該年度中に係る 経費に限る。) (2) Wi-Fi環境を整備するために 必要な経費(配線工事(Wi-Fi環 境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む。)、モデム ・ルーター、アクセスポイント、 システム管理サーバー、ネット ワーク構築)(通信費は含まず、</p>					

当該年度中に係る経費に限る。)

(3) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）

（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）

(4) 介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。))

(5) タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費（通信費は含まず、

		当該年度中に係る経費に限る。)						
		2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金						
③ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業		1 介護予防拠点において参加者の防災に際する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕費）備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料 2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金						
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業		1 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。 ※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。 (1) 保証金として授受される一時金に要する費用 (2) 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金に要する費用 (3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合の一時金に要する費用 2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金	2分の1 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			定額 (寄附金その他の収入金が					

			あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
<p>① 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>② 既存の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修支援事業</p> <p>③ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業</p>		<p>1 特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
<p>④ 介護施設等における看取り環境整備推進事業</p> <p>⑤ 共生型サービス事業所の整備推進事業</p>		<p>1 特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に交付する補助金。</p>						
(5) 介護施設等における			定額					

新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
① 簡易陰圧装置設置経費支援		1 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金						
② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業		1 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度						

		<p>額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修経費支援事業		<p>1 介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。</p>						
(6) 介護職員の宿舎施設整備事業		<p>1 特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額</p>	<p>3分の1</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等</p>					

		は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金	を行う。)					
8 介護サービス提供基盤等整備事業費補助金 地域の实情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、予算の範囲内で補助する。				保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第277号様式 保福第279号様式 別に指示する様式	保福第1の31号様式 保福第278号様式 保福第279号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は社会福祉課又は地域保健室	総合振興局長又は振興局長	
(1) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業	次の施設等の大規模修繕・耐震化整備を行う者又は行う予定の者 1 特別養護老人ホーム(定員30人以上) 2 介護老人保健施設(定員30人以上) 3 介護医療院(定員30人以上) 4 養護老人ホーム(定員30人以上) 5 軽費老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					

	ム（定員30人以上）	<p>※なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用</p> <p>(3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</p>						
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			<p>定額</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
① 介護施設等の施設開設準備経費支援事業	<p>次の施設等の設置又は設置予定者及び介護療養型医療施設を介護老人保健施設等へ転換する者、又は転換する予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上）</p> <p>2 介護老人保健施設（定員30人以上）</p> <p>3 介護医療院</p>	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、改築、増改築、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換（介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を含む。）の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 平成26年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業に</p>						

	<p>(定員30人以上)</p> <p>4 ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。定員30人以上)</p> <p>5 養護老人ホーム (定員30人以上)</p> <p>6 介護付きホーム (定員30人以上)</p> <p>7 訪問看護ステーション (大規模化やサテライト事業所、定員30人以上)</p>	<p>要する費用</p> <p>(2) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) に定める地方公務員の給与に要する費用</p>					
<p>② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援</p>	<p>次の施設等で、大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTの導入を行う者又は行う予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 (定員30人以上)</p> <p>2 介護老人保健施設 (定員30人以上)</p> <p>3 介護医療院 (定員30人以上)</p> <p>4 ケアハウス (定員30人以上)</p> <p>5 養護老人ホーム</p>	<p>介護ロボット・ICTの導入に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 介護ロボットの購入、リース契約に係る経費 (介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。)</p> <p>2 Wi-Fi環境を整備するために必要な経費 (配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築 (通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。))</p> <p>3 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費 (デジタル簡易</p>					

	<p>ム（定員30人以上）</p> <p>6 介護付きホーム（定員30人以上）</p>	<p>無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>4 介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。））</p> <p>5 タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p>						
<p>(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業</p>	<p>次の施設等の設置予定者</p> <p>1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ（定員30</p>	<p>1 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われている</p>	<p>2分の1</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額</p>					

	人以上) 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院（定員30人以上） 4 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。定員30人以上） 5 養護老人ホーム（定員30人以上） 6 介護付きホーム（定員30人以上）	と認められるもの）。 ※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。 (1) 保証金として授受される一時金に要する費用 (2) 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金に要する費用 (3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合の一時金に要する費用 2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金	の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
① 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 ② 既存の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保	1 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修を行う者又は行う予定の者 2 特別養護老人ホームのプライバシー保護のた	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び						

<p>護のための改修支援事業</p> <p>③ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業</p>	<p>めの改修を行う者又は行う予定の者</p> <p>3 介護療養型医療施設を老人保健施設等に転換（介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を含む。）する整備事業を行う者又は行う予定の者</p>	<p>設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>					
<p>④ 介護施設等における看取り環境整備推進事業</p>	<p>次の施設等で、看取り環境の整備を行う者又は行う予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>2 介護老人保健施設（定員30人以上）</p> <p>3 介護医療院（定員30人以上）</p> <p>4 養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>5 軽費老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>6 介護付きホーム（定員30人以上）</p>	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>					
<p>⑤ 共生型サービス事業所の整備推進事業</p>	<p>次の施設等で、共生型サービス事</p>						

	業所の整備を行う者又は行う予定の者 1 通所介護事業所（定員30人以上） 2 短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所（定員30人以上）							
(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
① 簡易陰圧装置設置経費支援	次の施設等で、簡易陰圧装置の設置を行う者又は行う予定の者。 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30人以上）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。						

	<p>4 養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>5 軽費老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>6 有料老人ホーム（定員29名以下の特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く）</p> <p>7 サービス付き高齢者向け住宅（定員29名以下の特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く）</p> <p>8 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（介護サービス提供基盤等整備事業費交付金で、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（簡易陰圧装置設置経費支援）」の対象となる事業所を除く）</p>						
<p>② 介護施設等における感染拡大防止のため</p>	<p>次の施設等で、介護施設等における</p>	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、</p>					

<p>めのゾーニング環境等の整備に係る経費 支援事業</p>	<p>る感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備を行う者又は行う予定の者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30人以上） 4 養護老人ホーム（定員30人以上） 5 軽費老人ホーム（定員30人以上） 6 有料老人ホーム（定員30人以上） 7 サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上） 8 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（介護サービス提供基盤等整備事業費交付金で、「介護施設等における新型コロナウイルス 	<p>工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施行のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>							
------------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>ルス感染拡大防止対策支援事業（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業）」の対象となる事業所を除く)</p>							
<p>③ 介護施設等における多床室の個室化する改修経費支援事業</p>	<p>次の施設等で、介護施設等における多床室の個室化改修を行う者又は行う予定者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院（定員30人以上） 4 養護老人ホーム（定員30人以上） 5 軽費老人ホーム（定員30人以上） 6 有料老人ホーム（定員29名以下の特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く） 7 短期入所生活介護事業所（介 	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>						

		護サービス提供 基盤等整備事業 費交付金におい て介護施設等に おける多床室の 個室化に要する 改修費支援事業 対象となる事業 所を除く)						
(6) 介護職員の宿舎施設 整備事業	次の施設等で、 介護職員の宿舎施 設の整備を行う者 又は行う予定の者 1 特別養護老人 ホーム（定員30 人以上） 2 介護老人保健 施設（定員30人 以上） 3 介護医療院 （定員30人以上） 4 ケアハウス （定員30人以上） 5 介護付きホー ム（定員30人以 上）	特別養護老人ホーム等の職員の宿 舎の整備（宿舎の整備と一体的に整 備されるものであって、知事が必要 と認めた整備を含む。）に必要な備 品購入費、工事費又は工事請負費及 び工事事務費（工事施工のため直接 必要な事務に要する費用であって、 旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷 製本費及び設計監督料等をいい、そ の額は、工事費又は工事請負費の2. 6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等にお いて別途補助対象とする費用を除 き、工事又は工事請負費には、これ と同等と認められる委託費及び分担 金及び適当と認められる購入費等を 含む。	3分の1 （寄附金その 他の収入金が あるときは、 補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。）					
9 北海道特定不妊治療費 助成事業助成金 不妊治療のうち、体外 受精及び顕微授精（以下 「特定不妊治療」とい う。）について、令和4 年4月1日からの保険適 用の円滑な移行に向け、 移行期に治療を受けられ ている方々の治療計画に	体外受精又は顕 微授精以外の治療 法では妊娠の見込 みがないか又は極 めて少ないと医師 に診断され、実際 に治療を受けた治 療期間の初日にお ける妻の年齢が43 歳未満である夫婦	1 体外受精又は顕微授精の実施に 要した経費（1回の治療につき30 万円（凍結胚移植（採卵を伴わない もの）及び採卵したが卵が得られ ない等のため中止したものにつ いては10万円）まで助成する。助 成回数は、1回までとする。ただ し、これまで助成を受けた回数が、 1子毎に初めて助成を受ける際の 治療期間の初日における妻の年齢	定額	保福第220号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 総合振興局 又は振興局 の保健環境 部保健福祉 室又は地域 保健室	総合振興局 長又は振興局 長	実績報告は 要しない。

<p>支障が生じないよう、特定不妊治療を令和3年度内に開始した方が、年度をまたがって令和4年に治療を終了する場合については、その経済的負担の軽減を図る経過措置を講じることを目的とし、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>(札幌市、旭川市及び函館市に住所を有する者を除く。)のうち、治療期間が令和4年3月31日以前であり、令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了した者</p>	<p>が40歳未満であるときは通算6回(40歳以上であるときは通算3回)を超える場合は、助成対象外とする。</p> <p>2 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合は、1のほか、1回の治療につき30万円まで助成する。(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)を除く。)</p>						
<p>10 北海道特定不妊治療費助成事業費補助金</p> <p>札幌市、旭川市及び函館市が実施する特定不妊治療支援事業の円滑な実施を支援し、治療を受けている者の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>札幌市、旭川市及び函館市</p>	<p>当該事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>(寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の16号様式</p> <p>保福第1の18号様式</p> <p>保福第1の20号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の30号様式</p> <p>保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉子ども未来推進局子ども子育て支援課</p>		
<p>11 北海道不育症治療費助成事業</p> <p>不育症に係る検査及び治療を受けた道民の経済的負担の軽減を図ることを目的として、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある者で、北海道不育症治療費助成事業実施要綱に定める要件を満たす者(札幌市、旭川市及び函館市に住所を有する者を除く。)</p>	<p>1回の不育症に係る検査及び治療に要した経費</p>	<p>定額</p> <p>(10万円を限度額として補助する。)</p>	<p>保福第455号様式</p> <p>別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>